

長久手市中小企業者等支援補助金

1 事業の目的

市内商工業の活性化や賑わいの創出を目的として市内事業者が市内の店舗等で実施する事業（販路拡大・ふるさと納税返礼品開発・経営革新）に係る経費の一部を補助します。

2 補助対象事業

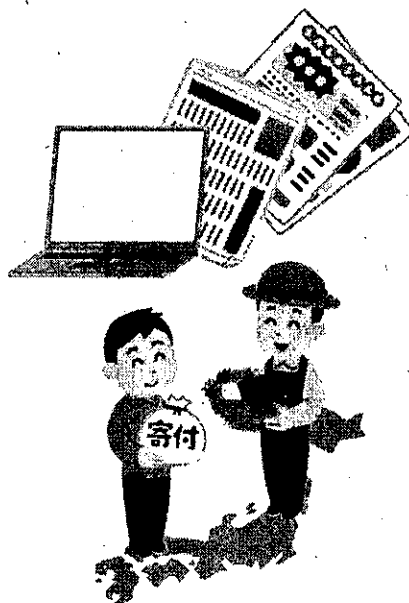
販路拡大事業

- ア 自らの製品や技術について見本市、展示会等の出展費用
- イ 自らの事業に関するホームページの開設・改修の費用
- ウ その他、販路拡大を目的とした事業の費用
(例) 市内店舗の宣伝のためのチラシ作成費用

ふるさと納税返礼品開発事業

- ア ふるさと納税返礼品開発に必要な材料費や機械購入費
- イ ふるさと納税返礼品開発に必要な委託料
- ウ その他、ふるさと納税返礼品開発を目的とした事業の費用

- 対象①長久手市内で生産・製造・制作・サービス提供を行っているもの
②原材料の主要な部分が長久手市内で生産されたもの
③長久手市の PR のため生産されたオリジナルグッズなど



※ふるさと納税返礼品登録には審査がありますので申請をご検討される方は交付申請前にご相談ください。

経営革新事業

経営革新計画で承認を受けた改修費、機械及び備品購入費
(車両及び単価1万円未満のものは対象外)

	補助率	補助上限額	補助対象者
販路拡大事業	1/2	10万円	長久手市内に店舗・事業所を有し、事業を営む中小企業者又は市内に居住地のある個人事業主
ふるさと納税返礼品開発事業		30万円	
経営革新事業			

【お申し込み・お問い合わせ先】

長久手市役所 観光商工課 (西庁舎2階)
TEL: 0561-56-0641 メール: kanko@nagakute.aichi.jp

※申請書の様式はホームページからダウンロードできます。

HP QRコード



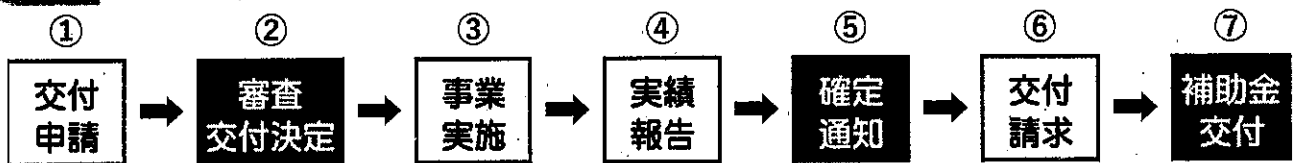
長久手市 中小企業者等支援補助金



クリック!

裏面もご覧下さい!

3 補助金交付までの流れ



※必ず事業実施前に申請してください。

申請する前に支払いや申込みなど事業を実施している場合は補助金の対象外となります。

※経営革新事業は愛知県の承認を受けた経営革新計画が必要です。

事前に長久手市商工会にてご相談ください。

4 申請期間

交付申請

令和6年4月8日(月)から令和6年12月20日(金)まで(当日必着)

※申請額が予算額を上回った場合申請受付期間中でも申請の受付を締切る場合があります。

実施期間

交付決定後、令和7年1月31日(金)までに実施し、支払いまで完了したものを対象とします。

※事業の実施及び支払いが令和7年1月31日に間に合わなかった場合は補助対象外となります。

実績報告

支払いを完了した日から30日以内に提出してください。

5 その他

- 補助事業完了後、事業の実施状況について見学やヒアリングさせていただくことがあります。
- 交付決定後に補助対象事業の内容や金額が変更になった場合は変更申請書(様式第6号)を提出する必要があります。
- ふるさと納税返礼品開発事業については、令和7年1月31日(金)までに「長久手市ふるさと納税」の返礼品として登録をする必要があります。返礼品として登録されない場合は補助対象外となりますのでご注意ください。